

令和4年度

# 名古屋市立徳重小学校

## いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び、自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた相手の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ・問題行動対策会」を月1回程度行い、情報の共有に努める。
- ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を年に数回行い、情報交換・共有をすることで、早期発見や組織的対応を確認する。

【構成員】 校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生活指導主任  
教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・スクールカウンセラー  
子ども応援委員会コーディネーター等

## 3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識を持つ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見逃したり、気付きながら見過ごしたり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

#### 4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会などと連携して企画・計画・実践を進める。

##### (1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育を通して、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。 活用資料「いじめ教育防止プログラム」「人権教育の手引き」「同～実用編～および～実践編～」

##### (2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるため、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。
- ・ 道徳科の授業において、「人との関わりに関すること」「自分自身に関すること」「生命や自然など崇高なものとの関わりに関すること」など、いじめや人権にかかわる授業を継続的に行う。

##### (3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 児童会（代表委員会）の取組みにおいて「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める。そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

##### 《学校全体での取り組み・活動》

「毎月の『とくしげんきデー』でのあいさつ運動」

「児童集会でのペア学年集会」「分団会・分団登下校」 など

##### 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】 「上級生との交流」（生活科）

【2年生】 「学区探検での地域との交流」（生活科）

【3年生】 「学区探検での地域との交流」（社会科、総合）

【4年生】 「夢に向かって（2分の1成人式）」（総合）

【5年生】 「中津川野外学習」「入学式準備補助」（総合）

【6年生】 「修学旅行」「卒業式前の奉仕活動」（総合）

## 5 早期発見の取り組み

学校生活の全ての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、心のアンケートや、心と体のチェックリスト、心のSOS(高学年)等のアンケート調査、学校生活アンケート「hyper-Q U」、教育相談等における面談、スクールライフノートによる記録・記述などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。

### (1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

### (2) 「学校生活アンケート (hyper-QU)」: 4～6年 (年2回)

- ・ 学級集団作りに活用する中で結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即座に、児童個々へ対応する。

### (3) 定期的な記名式アンケートの実施 (記名式・全学年)

- ・ 記名式アンケートの実施により、児童の心身の状態をつかむとともに、いじめにつながる事態が起きていないかを定期的に把握し、未然防止の取り組みにつなげる。また、自己理解に役立てることができるようにする。

### (4) 緊急的な記名式のアンケート調査: 随時

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

### (5) 教育相談: 全学年 (1回)、必要や申出に応じて随時行う

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全児童生徒に短時間でSC等との面談を実施する。また、転入時には、担任以外にも養護教諭やSCとも引き合わせるようにする。
- ・ 授業参観日に希望する保護者を対象とした教育相談を行い、家庭での態度や会話などにおいていじめの兆候やサインなどがあれば聞き取る。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、希望者、もしくは心配のある児童を対象として、その都度、教育相談を行う。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

### (6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 家庭訪問(希望制)、学級懇談会、夏や冬の個人懇談会(全員制)など、顔を合わせる機会を設け、定期的な情報の交換に努める。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

### (7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 通学かばん等、いつでも見られる所に入れておくよう指導する。

### (8) SNS相談

- ・ 相談先が24時間365日あることを4年生以上の児童に周知し、アクセスコードを配布する。タブレットを使った相談体験をさせる。

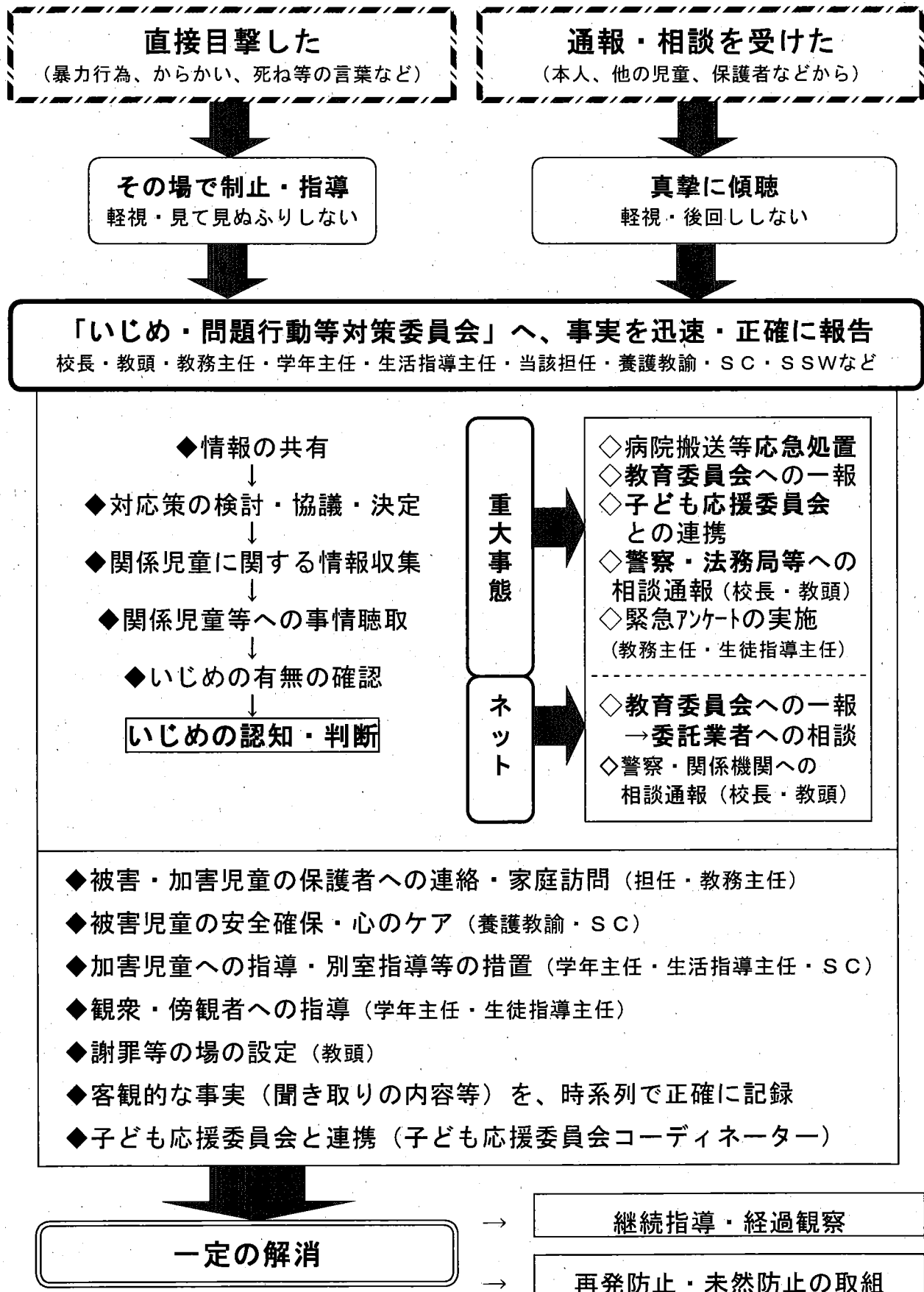
- 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）
- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
  - ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな児童に関しては早期発見・早期対応の上でや関係機関との連携を図る。
  - ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
  - ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ・問題行動等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
  - ・ 「いじめ・問題行動等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知や判断をする。
  - ・ 以下のような「重大事態」に該当する又は該当するかもしれない事案については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・ 児童が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「いじめにより、当該児童が相当の期間（年間30日または連続して一週間程度を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- その他、保護者から特段の訴えがあるとき。

- ・ 金品の被害、性的被害、インターネットに関する被害に関しては、重大事態に準ずる事案として扱う。
  - ・ 児童や保護者からの、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てに対しては、その気持ちに寄り添って報告・調査に当たる。
  - ・ 必要な調査を行い、「いつ」、「誰から」、「いじめの態様」、「背景となる事情」、「教職員の対応」などの事実関係を明確にする。
  - ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所、子ども応援委員会やスクールカウンセラー、外部専門家など、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続できるよう伝える。
  - ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
  - ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、できるだけ早く事実関係を伝える。

- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会やSCなど、外部専門家の協力を得る。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
- (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
  - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
  - ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
  - ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に直ちに一報するとともに所轄警察署や関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
  - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
  - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
  - ・ 児童や保護者に対して、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めていただくよう、折に触れて依頼する。
- 7 子ども応援委員会との連携
- 必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び問題の早期解決に努める。
- 8 校内研修の実施
- いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。
- 9 学校評価の実施
- いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



令和4年度

# 徳重小学校いじめ等防止年間計画

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、変更する可能性があります。

| 学期 | 月  | 学校行事                            | 自殺・いじめ防止のための取り組み                                                      | 家庭との連携                           | 生活指導・教育相談                                                                                                   | 会議・校内研修                                    |
|----|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1  | 4  | ・入学式<br>・始業式<br>・分団会            | ・とくしげんきデー<br>(毎月第一登校日)<br>・児童集会(学期1回)<br>・ペア学年集会<br>(月1回程度)           | ・授業参観<br>・学級懇談会<br>・PTA総会        | ・要配慮児童の引き継ぎ<br>・全体での情報交換                                                                                    | ・新旧学年引き継ぎ<br>・いじめ・問題行動等<br>(以下いじめ等)対策<br>会 |
|    | 5  | ・運動会                            | ・心のSOS活用と自殺<br>予防教育①<br>(4～6年)<br>・心のアンケート、心と<br>体のチェックリスト①<br>(1～3年) | ・運動会の参観                          | ・アンケートの結果をもと<br>にした面談                                                                                       | ・いじめ・問題行動等<br>対策委員会①                       |
|    | 6  | ・中津川野外学習<br>(5年)<br>・避難訓練       | ・hyper-QU①実施<br>(4～6年)<br>・いじめや人権に関す<br>る授業の実施①                       | ・地域訪問・希望<br>制家庭訪問                | ・SC面談(4年)<br>・ヘルプシグナル児童へ<br>の面談                                                                             | ・いじめ等対策会<br>【研】hyper-QU結果<br>の活用           |
|    | 7  | ・終業式<br>・児童大集会                  |                                                                       | ・夏の個人懇談会                         | ・hyper-QU①の結果確<br>認<br>・ヘルプシグナルの確認<br>と情報の共有<br>・子ども応援委員会、SC<br>等との情報共有<br>・hyper-QU①結果返却と<br>教育相談          | ・いじめ等対策会<br>・中学ブロック会議                      |
|    | 8  |                                 |                                                                       |                                  |                                                                                                             | 【研】自主研修                                    |
| 2  | 9  | ・始業式<br>・避難訓練                   |                                                                       |                                  | ・教育相談(全員対象)                                                                                                 | ・いじめ・問題行動等<br>対策委員会②                       |
|    | 10 | ・修学旅行(6年)<br>・芸術鑑賞会<br>・就学時健康診断 | ・心のSOS活用と自殺<br>予防教育②<br>(4～6年)・心のアン<br>ケート、心と体のチェッ<br>クリスト②(1～3年)     |                                  | ・アンケートの結果をもと<br>にした面談                                                                                       | ・いじめ等対策会<br>【研】hyper-QU結果<br>の活用           |
|    | 11 | ・徳重発表会                          | ・いじめや人権に関す<br>る授業の実施②<br>・hyper-QU②の実施<br>(4～6年)                      | ・あいあいあいさつ<br>運動<br>・徳重発表会の参<br>観 | ・あいあいあいさつ運動<br>・なごやINGキャンペーン<br>・ヘルプシグナル児童へ<br>の面談                                                          | ・いじめ等対策会                                   |
|    | 12 | ・分団会<br>・終業式                    | ・ING集会、校長人権<br>講話                                                     | ・冬の個人懇談会                         | ・人権週間<br>・hyper-QU②の結果確<br>認<br>・ヘルプシグナルの確認<br>と情報の共有<br>・子ども応援委員会、SC<br>等との情報共有<br>・hyper-QU②結果返却と<br>教育相談 | ・いじめ等対策会<br>・中学ブロック会議                      |
| 3  | 1  | ・始業式                            | ・徳重点検児童アン<br>ケート                                                      | ・徳重教育点検保<br>護者アンケート              | ・徳重教育点検教員アン<br>ケート                                                                                          | ・いじめ・問題行動等<br>対策委員会③                       |
|    | 2  | ・交通安全感謝の会                       | ・心のSOS活用と自殺<br>予防教育③<br>(4～6年)<br>・心のアンケート、心と<br>体のチェックリスト③<br>(1～3年) |                                  | ・アンケートの結果をもと<br>にした面談                                                                                       | ・いじめ等対策会                                   |
|    | 3  | ・卒業生を送る会<br>・卒業式<br>・修了式        |                                                                       | ・授業参観<br>・学級懇談会                  | ・小中の情報交換<br>・引き継ぎ要配慮児童<br>ファイル作成                                                                            |                                            |